

- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日時 令和元年9月20日(金)
午後1時30分から午後3時15分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 傍聴者 0名
- 6 事務局出席者 議会事務局統括主査 寺澤顕、同主任 高野真理子
- 7 会長あいさつ

8 報告事項

(1) 各チームの現況報告について

I C Tチーム長 片岡議員：口頭報告。Wi-Fi について、昨日時点で30台登録されている。速度テストしたところ100Mbpsであったので、Cellular 方式の端末を登録しても問題ないと思われるが、どう考えるか。また、7階のWi-Fiは見積り依頼中である。次回の協議会ではお示しできると思う。

【質疑】

大野議員：30台の登録者内訳はわかるか。

統括主査：登録台数の内訳だが、会派室のパソコン6台、議員のタブレット10台、残りの14が執行機関、部長がタブレットを持っているが、実際に使っているのが7台、かなり古い型なので、実際には使っていないが、予備機として7台、計14台、合わせて30台という登録状況である。

黒川議員：スマホの場合も登録はしたほうがいいのか。

片岡チーム長：スマホ自体で通信はできるので、必須ではない。よければ登録してくださいという意味。同時に使う容量によっては多少スピードが遅くなると思うが、現状100出ているので、同時に使ったとしても極端に下がることは考えにくいと思う。Cellular 方式、スマホも登録可能かと思っている。

堀議員：100Mbps出ているという環境は1台つないだ時のスピードか。

片岡チーム長：僕が独自で調査したが、同時に何台つながっていたかはわからないが、いろんなタイミングでやった。150の時もあるし70、80の時もあるので平均100ということで、例えば、議員15人つなげた時どれくらいかというのは出していないが、30以上は出るだろうという予想になるが、そういう報告で申し訳ない。

関戸会長：スマホのWi-Fi接続に関して、登録できるということでよいか。

片岡チーム長：登録したい方は申請書を事務局に提出。

関戸会長：7階のネットワークの件についても、見積りをとりながら進めて

いくということによろしいか。

【結論】

Cellular 方式の機器も登録可とする。

B C P チーム長 大野議員：チーム会議を開催できていない。

【質疑】

なし

市民参加チーム長 宮川議員：後で協議事項が1点あるが、報告すべきことはなし。

【質疑】

なし

(2) その他

関戸会長：ふれあいトーク未開催の4地区（本町上市場、本町北口、本町門前、新柳町）について。日程調整中。各区長は、班長会終了後が良いのではないかとのご意向。時期班長会は2月である。2月まで待つか、別途設けるかを協議中であるが未定である。

9 協議事項

(1) 傍聴者及び岩倉市議会サポーターへの資料提供範囲について

関戸会長：確認が2つと、新たに1つ決めたいことがある。確認は、前回の協議会で協議した、資料提供の範囲について。これは原則として閲覧のみで、サポーターは要望があれば事務局で渡す、というのが1つ。2つ目は、議案説明資料は個人情報を外したものを一律で作って議員にもそれを配ってやっていく。議案には全部出したものを作ってもらって進めていくというのが決まった。3つ目は、新たに課題として出てきたことで、去年、過去の資料を提供してほしいと言われたことがあった。どういう場面だったかという、公共施設再配置検討協議会の時に、議員は過去の資料を全部持っていたが、傍聴者が持っていないで、質疑の最中に資料がほしいと言われ、事務局が慌てて印刷したということがあり、大変だった。そこで、過去の資料の扱いをどうするか。私としては、過去の資料は提供しないで、なるべくその場で質疑をわかりやすくするをしたいと思っているが、意見があれば。

※ 前回決定したことは下記の通り。

- ・ 会議での資料は原則、閲覧のみ。

・サポーターは、要望があれば議会事務局で渡す。

水野議員：過去の資料はHPで閲覧できるか。

関戸会長：できるものとできないものがある。

水野議員：HPで閲覧できるものについては、傍聴者がスマホ等で見ていただくことにすればいいと思う。

関戸会長：タイムリーにやっているものがそこにあるかどうかわからないので、基本的には渡さずに、そこでバタバタするようなことがないようにしたいと思っている。いかがか。

大野議員：公共施設再配置、当局が作成した冊子は、予備は何冊あるか。予備が何冊あるか承知しているか。もし予備があれば、数冊でいいと思うが、傍聴者に要返却で貸与できるものがあれば、印刷しなくても冊子で予備があれば。

議会事務局統括主査：先ほど会長が話した件は、成果物ではなく、執行機関が出す資料で、それを、かなりの傍聴者がいて、持っていないからくださいという話だったので、印刷することは物理的に可能なものだったが、かなり分厚い資料を複数種類、相応の人数分、時間にすれば30分以上かかるものをすぐに用意してくれという話だったので苦慮したという経過である。

宮川議員：事務局に確認だが、成果物として現存する計画書そのものは、基本的には執行機関がネットにあげているという認識でいいか。基本的にはそうだね。問題は、サポーターの年齢層によって、ネットに得意でない人たちもいるので、どこまで資料を提供するのかというのが1つあると思う。反面、我々がサポーターに求めているものは、議論している施策に対する補助的な助言を求めているわけではなく、あくまでも議会の運営に関する助言をいただきたいというのが、もともとの趣旨だった。どこまで資料提供して理解を求めるのかという、そこが分岐点なのかなと感じるが、いかがか。

関戸会長：つまり、コピーして渡すことはしなくていいということ。

宮川議員：かなと。

関戸会長：今後そういうことが起きた時に、かなりの量のものを提供するかどうか、という議論である。今日配ったものはいいが、過去のものを持ってくる可能性があるので、そのことの議論である。できれば、わかりやすく話をするによって資料の提供は控えたいと私自身は思っているが、意見があれば。

大野議員：議会基本条例とそれが合っているかどうか問題があるし、情報公

開NO. 1と謳っているホームページと齟齬があるので、サポーターにはできるだけ配ったほうが良いと思うが、傍聴者の数がわからない時は、ある程度準備して、みなさんで一緒に見てくださいますと聞いたほうが良い。1人1部ずつ渡すのではなく、ある程度は用意しておいたほうが良いと思う。

宮川議員：先ほど会長が例に出したものは、かなりの分厚さのものだと思う。基本的には、会議の運営の責任を持っている人間の一定の判断に任せるところで、ある程度の許容はもたせたいので、だからといって、改正前の文書まで比較対照したいから出せと言われても、それはボリュームだとかどこまでさかのぼるとかという課題が出てくるので、今、話し合われているものに関して、できる限り提供に心がけるけれども、際限なくということではないので、判断はその会の運営責任者に委ねるということでいいのではないか。

関戸会長：ケースバイケースで、その会の委員長や議長が判断するというところで、よろしいか。

(異議なし)

(2) 10月18日開催の意見交換会について

関戸会長：資料に基づき説明。グループ分けはこれでいいか。

(異議なし)

関戸会長：会の運営だが、同じ部屋で4チームに分かれて、市民団体と一緒に座る。流れは、全体会→分科会→全体でまとめを発表。ファシリテーターは市民活動支援センター。集合時間は7時までに現地へ。

【質疑】

黒川議員：18日のふれあいトークは市民プラザにおいて市民活動団体を対象にした例年どおり行い、最初からグループに分けてスタートということでもいいですね。とすると、ここで決めなければいけないのは、グループの司会を誰がやるかとか、記録は誰がやるかとか、そういうことについては、市民活動支援センター側が配置をするということか。

関戸会長：そのとおり。

黒川議員：記録とか、報告はグループの中で決めれば良いと思う、できるだけ市民活動の方々にやっていただくのが望ましいと思う。

関戸会長：そのとおりです。運営側に任せるという感じ。例年そうだったと思う。集合時間は、7時か7時ちょっと前くらいまでに来ていただければ。7時まで会議をやっているの、15分間かけてきれいにしてスタートする。

木村議員：監査委員の関係で、ちょっと遅れるかもしれない。

(3) 10月26日開催の議会報告会について

関戸会長：資料に基づき説明。当日は1時集合。

大野議員：Move itに掲載しなければいけなかったのに、正副議長と、議会広報の委員長として、私のほうで、事務局の協力を得ながら緊急で作成して10月号折込みに間に合うようにした。みなさんの承認がないまま作成したが、議長の許可はいただいた。また、さくらの家でやるので、老人クラブ連合会の各会長会にこれを渡す。各区長にも配布と回覧をお願いに行く。

【役割分担】

受付：須藤・榎谷、司会：大野、報告：鬼頭、議事録：梅村（これ以降、議席番号順に担当する）、写真：井上、駐車場：伊藤・片岡

(4) 行政視察の対応について

関戸会長：資料のとおり。

大野議員：10月17日は欠席する。

関戸会長：準備の都合があるため、欠席の場合は事務局へ伝えること。代理を出す必要はない。

宮川議員：私も10月3日は欠席する。

井上議員：10月18日は、「関係議員」とあるが全議員でよろしいか。

関戸会長：そのとおり。

梅村議員：基本的にはA・Bチームで分け、担当以外は出ないということだが、どうしても出たいという人は、誰かと個人的に交渉して代われば出られるということでもいいか。

関戸会長：結構である。どうしても、この議会の人に知り合いがいるとか、そういう事情がある場合等。

宮川議員：傍聴でも出席できないか。

井上議員：議員が傍聴していて、自己紹介等あると思うが、議員でありながら、自己紹介しないのも…。以前にも、突然大野議員がみえて、傍聴席でいいと言われたが、同じ議員なので、自己紹介していただくようにした覚えがある。来るなら参加者のほうにいてほしいと思うが。

関戸会長：そうすると、準備が必要になる、参加する場合は事前に事務局に伝えて。

(5) 市議会サポーターの声の回答について

関戸会長：現在10個の質問がある。回答不要が4件なので、要回答は6件。

担当委員会を議長のほうで割り振った。サポーターへの回答作成の進め方だが、9月の議会基本条例推進協議会の前で締めて、10月末までに回答を出すという流れでよろしいか。その後は、12月の議会基本条例推進協議会の前までにたまったものを1月末に回答する。3カ月に1回のクールで回していくというような回答スケジュールにしたいが、何か意見があれば。

堀議員：前段部分の、割り振りで、委員会と協議会とが混在しているが、どうなのか。協議会はいくまで協議会であって、委員会ではないので、どちらかという、2番も3番も議会運営委員会の範疇ではないか。

関戸会長：こうした理由というのは、サポーターの内容についてだと思ったので、サポーターチームが今年度は市民参加チームに移ったので、議会基本条例推進協議会の市民参加チームでやっていただいたらどうかという僕の意見で、議長もそれでいいということで、議会基本条例推進協議会にしたが、いかがか。

宮川議員：例えば、チームに振られて、そこで作成し、回答するのは議会としての回答になる。どこかに決定機関はかませておかないといけないような気がする。例えば、チームで一定の方向性を決めたものを議会運営委員会に持っていくのか、議長に答申というか、結論を文書で出して、議長の承認を得て出すのか、なんらかの必要性はあると思うが、ルール化は。チームであればどこかで正式なところにのせる必要性が当然あると思うが、いかがか。

関戸会長：そのとおりである。1回作ったものを議長か議会運営委員会に報告して確定させる。

宮川議員：今回、10月末までということを決まっているが、その大きな要因としては、できるだけ早く回答しようということ。そうすると、チーム会議でやりました、議長に出しました、議長が回答しましたと、議員に周知する術がなくなる。かといって全員が集まる会議を招集していたら日にちをくってしまうので、例えば、チーム会議から議長に提出し、議長が議員にレターケースで配付し、期日を1週間で切って、なんらかの訂正や意見があれば、議長か事務局に出してもらって、それを踏まえて、正式に議長が出すという、そういうのも1つの方法としてあるのかと。早さを重視するのであれば、他にいい案があったら出してほしい。

関戸会長：流れについて他に意見は。

梅村議員：回答は、必ず正副議長の決裁後に出すことになる。協議会で扱ったものは議会運営委員会を通すか通さないかということになってくるが、議会運営委員会を通してからか。広報委員会の場合も。

宮川議員：厳密にやる必要はない、どこが責任を持ってやるか、出所を正確にする。

梅村議員：考える。

黒川議員：基本的にはこの場だと思う。議長名で出すので、例えば、チームで素案を作って、それを協議会で練って、それでオッケーなら議長のほうで正式に回答していけばいい。ただ、制度を変えるとか、条例規則に関わるということになれば、所管の議会運営委員会でさらに練っていただくことになると思う。あまり複雑に考えなくても、ここは月1回開かれるので、開かれる日に間に合うように回答素案を作ることが必要。

堀議員：シンプルにしておいたほうがいい。担当委員会は担当委員会において、議長が諮問する先は協議会かもしれないが、表記上この担当委員会はあくまでも議会運営委員会としておかないといけない。

関戸会長：担当委員会は全て議会運営委員会としておいて、実際に話し合うところは、それぞれ別にあるということか。

堀議員：議会運営委員会は議会運営に関わることと、所管事項が決まっている。それが弱くなっているが、本当は、各会派から代表が出てきているわけだから、意見集約が議会運営委員会でできていれば、議会運営委員会が権限を持って責任を持って回答すべきだというのが基本のスタンスではないか。

黒川議員：議会運営委員会だけでは決められない案件も出てくるだろうから、チーム長をオブザーバーとして呼び、意見を聞きながら回答を作成してもよい。あまり複雑にしない方がいいかもしれない。

関戸会長：では、すべて議会運営委員会に諮ることとし、それぞれチーム長や広報委員会委員長に議会運営委員会へ参加してもらい、回答を作成するというのでいいか。

(異議なし)

関戸会長：議会運営委員会の開催日を決めておいてほしい。

須藤副会長：議会運営委員会の委員長として提案だが、定例で、本協議会の後に開催する等、決めてはどうか。

梅村議員：定例会閉会日の翌日、と決めてもいいだろうし、広報委員会のようなやり方でもいいと思う。

関戸会長：ご意見があれば。

須藤副会長：案を出して、次回の本協議会で決めたい。

※ 今回は10月1日(火)午後1時10分から議会運営委員会を開催することに決した。定例化は次回検討する。

(6) その他

【議会講演会について】

関戸会長：来月の協議会までに、開催テーマと講師について募り、1月開催を考えている。提案があれば会長まで。交通費込で予算は10万円。

【監査委員の質疑について】

関戸会長：再確認したい。どのような質問ならできるか等、意思統一したい。

木村議員：決算特別委員会でやっていた頃は、監査委員を除斥していた。財務常任委員会で決算も審議するということになり、その際の議論では、監査委員も委員に含めることになった。発言の範囲は議論されてこなかったと思う。採決の際に除斥するという事だけ決まっていた。それから、議会選出の監査委員の役割というのが、市の行っている施策や事業を経年の見えてチェックする役割があると思いき、今回の監査も臨んだが、いくら質問しても、事業や施策について明確な答弁はなかなかされない。ここを変えないといけないと思う。決算監査の時に、議会選出の監査委員はこういう質問をするから準備をするよう、執行機関とも打ち合わせる必要がある。そこが解決していないので、今回、皆さんには不審に思われたかもしれないが、質疑を行った。先日の議会運営委員会でこの話をしたところ、委員長より、一度全員の中で協議を、と言われ、本日こうして議題に上がっているところである。

須藤議員：議会運営委員会の際は、私の認識不足もあったかもしれない。監査委員の質疑に関しては取り決めがなく、採決の際に退席することの取り決めしかないということだったので、皆さんで共有し、また申し合わせでもいいので、ちゃんと記入しておきたいと思いき、お諮りしている。

片岡議員：議会から監査委員を選出する際の目的があると思うが、木村委員の話だと、現状それが達成できていない状態であるようだ。まずそれが問題だと思う。当局がその場では回答できない中で、監査としてオーケーを出さざるを得ない状況であることがまず一つ問題だと感じる。それから、採決に加わらないのに、なぜ質疑するのか。採決するために質疑しているのに、退席されるのが腑に落ちないのだが。

木村議員：経緯を話すと、財務委員会に監査委員が出席することを話し合った際に、議員数が減ってきている中で、監査委員でも一委員として質疑することで、監査への理解も深まるのではないかということがあった。監査委員は採決するために質疑しているのではなく、皆さんにこういうことをわかってほしいなという部分を考えながら、少し行き過ぎたところもあったと思うが、私は質疑をしていた。

須藤議員：議会から監査委員を選出するかどうかの議論を前にしたときは、議会サポーターから、議会選出の監査委員は要らないのではないかという意見を受けて行った。しかし、財務常任委員会での質疑の件はそれより前に決めたこと。その際はどの場で決めたのだったか。

黒川議員：監査委員であっても議員の本分として財務常任委員会に出席すべきだと議論した際に、質疑の範囲等、技術的なことについては議論されていない。私の記憶では、平成28年の本会議で榊谷議員が発言をされ、その際に議長は少し迷いながらも発言を認めた。抑制的な発言であったので、それほど問題視しなかった。その後、私が議長の時に、堀議員が監査委員で、私がお願いをしたのは、議員であるけれど、片や監査委員であるので、よく考え、抑制的にご発言されたいと申し上げた記憶がある。しかし、抑制的の捉え方は人による。また、財務常任委員会に出席する理由は、監査で執行機関の答弁を聞いているので、委員会等での答弁がそれと食い違つてはいけないので、やはり監視の意味で出席すべきだろうと思う。ただし、監査で知りえた秘密は守らなければならない。結論は、本人の良識に任せざる面もある。

榊谷議員：成果報告書は、監査委員の決算監査では使用しないということは認識しておいてほしい。

木村議員：監査で知り得た情報だが、議会が決算証書類審査で求める以上の資料を見ることはまずない。監査委員だから特別に何か知っていてということでは全くない。それが、今の岩倉市の議会選出の監査委員の役割であることに大きな問題があると思っている。

堀議員：片岡議員の言う通り、監査委員の仕事が100%全う出来ていれば、質疑することは出てこないはず。自治法の規定では監査委員の権限で、決裁一つひとつを見ることもできる。しかし実際には、時間的制約があったりで、理想論になってしまう。また、議員定数も減って、一人の議員としての役割も必要だから、使い分けをしたらいい、という研修を受けてきた。

大野議員：僕は、監査委員は最後に質問してほしいと思う。監査委員が質問するのはいいと思うが、最後に。少し抑制的に質疑すればいい。

木村議員：私は抑制的に質疑したつもりである。そして、監査委員の質問を聞いて、他の委員から関連質問ができることは、監査委員の役割の一つでもあると思う。

黒川議員：木村議員は今回、抑制的に行っていたと私は思う。

片岡議員：木村議員を責めているわけではなくて、議会選出の監査委員の目的を達成できるように、執行機関との調整というか、力を注いでいくべきと思う。理想論かも知れないが、監査委員が財務委員会で質疑しなくていい

いくらい、監査の場で話ができたら一番いいと思う。

木村議員：そのために、監査委員に選ばれた時から、時間をしっかりとって準備しないとイケない。また、決算証書類審査のように、前もって準備することができるような仕組みに変えないと、役割を果たせないと思う。

宮川議員：監査委員と議員の役割はそれぞれ立ち位置がかなり違う。私見だが、監査委員は、現在進行中の課題に関して行政が脱線しないよう軌道修正をするのが主な役割で、出すことはまずないと思うが究極は改善命令も出せる。ただ、公選された議員の権限を抑止するのはなかなか難しいことであるし、選んだ有権者に対することもある。議会は審議の過程で修正をかけることもできるし、最終決定権は議会にあるから、権限は議会の方が大きい。優劣ということではないが、議員の役割を抑制することが果たしているのかというと、モラル的に抑制はあるだろうが、議員として質疑する内容を抑制することはあまりよくないと私は思う。例えば、何年か振りに監査委員をやったときに、前に言ったことが全然直っていないことが多々あった。強制力をより多く持っている議会の権能をどう考えるのか、どう行使するのかということを考えて方が、岩倉市のためになると思う。

須藤議員：監査委員としての立場より、議員としての立場を優先するという意味か。

宮川議員：全国市議会議長会からも明確な答弁はないが、監査委員と議員という立場を考えたときに、一般論では議員の方が優先されると言われている。ただ、監査委員である以上、他の議員よりも早く提案前の情報を得ることができる立場にいるわけで、そういうことに踏み込むのがいけないよというのが、先ほどのモラルの部分。認識の上で議員は議員としての、本来の役割、権能を行使することは大切だと私は思う。

須藤議員：議会から監査委員を出さないのが手っ取り早くないか。

宮川議員：それも一理あると思う。ただ、議員としての知識や経験をもとにしてどう助言をしていくのか。そして軌道修正を第三者から見て早めにさせるというのが監査の大きな役割と思う。議会選出の監査委員のやっていることが全く無駄ではない。本音と建て前はどこにでもあるが、建て前論だけで進んでしまうと、本来持っている、もっと大きな役割を見失うので、あまり良くないのではないかと。議員は議員の仕事の範囲内であれば、議長または委員長長の判断の下に一定の許容はあってしかるべき。

大野議員：今回は委員長が認めているからいいのではないか。今後のことなのか今回のことなのか。今回のことなら委員長が認めているからいい。

宮川議員：須藤議員は自身の感性に基づいて、今回の木村議員の発言が踏み込み過ぎではないか、もう少し控えるべきではないかと感じたので、本会

に課題提案されたのだと認識している。今回の財務常任委員会の運営がもとで問題提起があったことは事実だが、提案されているのは、今後の監査委員の在り方と、議員の立場と役割、どのような認識を持って活動すべきか、ということ。

片岡議員：監査委員が認めないと、決算は議案として出てこないわけなので、非常に重いのではないかと。認めざるを得ないという環境も悪いのかも知れないが、認めているということは非常に重いと感じる。監査委員と議員の立場を使い分けるといのは納得がいかない。監査委員であり、議員である人が出ているので、そこで認めたものは、その人に聞いてもいい位だと思うからこそ、質疑があると、どうかなと私は思った。

黒川議員：議会選出の監査委員が財務常任委員会で発言する内容は、他の議員のものとは違うだろうと思う。質疑に資するような、プラスになるような、あるいは他の議員が質疑しやすいような環境を整えるために質疑していいと思う。また、執行機関の答弁をチェックすることも必要。監査で述べたことと違うことを言っていたらチェックする必要もあるだろう。私が抑制的にと言ったのは、つい熱くなってエスカレートしてしまうといかかなと思うからで、こうしなさいという正解はないので、本人の良識と召集権者に判断を委ねるしかないだろうと思う。

木村議員：代表監査委員も含めて、決算のことを聞かれて答弁できるかと言われたら、現在の岩倉市の状況では難しいと思う。片岡議員の言われることはよくわかるし理想だが、現状では非常に難しい。監査のレベルを一定のところまで向上させなくてはいけないと思う。経過的に、議会選出の監査委員が財務常任委員会に出席し、議会全体に理解してもらう意図も持って、質疑することは、一定期間必要ではないかと思う。

堀議員：今回、財務常任委員会は3日間だったが、木村議員の質問があつて、なんとか3日持ったと私は思う。もっと質問が盛んで、4日間しっかり時間をとってたくさん質問して、問題点を抉り出す、それがチームとしての議会ではないか。これまで質問数が断トツの木村議員が、抑制的に質問して、なお我々より質問数が多いかもしれない。それだけ勉強されている。全体としては、抑制しては駄目だと思う。

須藤議員：議員は質問しなければならないというように聞こえた。強制的に。そういうのはやめてほしい。監査委員が質問していいのなら、そのように申し合わせに記載して、皆さんで認識を統一したいが。議会選出の監査委員については、今後の課題だと思うのでまた議論していきたい。

議会事務局統括主査：何年も続いているが、一番の問題は地方自治法の監査委員の服務規程に抵触するかどうか。「監査委員は、職務上知りえた秘密

を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」というのは、監査で知りえたことであっても、職務上知り得たことでも秘密でないことであれば外に漏らしてもいいと考えるのか、監査のすべてを秘密と捉えるのか、何を秘密と捉えるかを議論していただければ、おのずと答えはでると思っていつも聞いているが。

関戸会長：議会運営委員会で詰めてほしい。

【議会サポーターについて】

宮川チーム長：今年度のサポーターで、市外転出することになった方がいる。

ご本人の意思は、任期中は続けたいということである。ただ、要綱には「市民」とある。要綱を変えるか、お断りするか、どちらがいいか。

榊谷議員：サポーターになる時に市民だったのなら良いのでは。要綱を変える必要はあるのだろうか。

水野議員：岩倉市民であることは就任だけでなく、在任中も必要な要件であるべきと考える。他の市町村の方が岩倉市の市制に特別の影響を行使することは認められない。ただし、本件はサポーターであった方ということで、こちら側の好意として、ご意見をお寄せいただいた時に、傍聴者と同じ位置付けではあるが、ありがたく承るとするのが良いのではないかと思う。市外の方が岩倉市民よりも影響力が大きいのはおかしいと思う。

井上議員：お礼の品がある。意見をどこまで聞くかということも、回答も、在住でないと難しいこともあると思う。

片岡議員：第10条の、議長判断が良いのでは。

堀議員：解釈で良いのでは。幅広い市民でいいと思う。

関戸会長：継続について、議長判断でよいか。

水野議員：やはり正式な議会サポーターは岩倉市民であることは、就任だけでなく在任要件と考える。議長判断の範囲を超えると考える。

堀議員：第8条に解職の条文がある。できる規定なので、解職しなくてもいいという判断も取れる。

宮川議員：今の議論で、議長が判断できるか、ぼつぼつと意見が出ただけなので。

黒川議員：本人は市外からも、HP等の閲覧を通してサポーターを続けたいという意思がある以上、気持ちは受け止めるべき。

木村議員：これからのルールとして、同じようなケースが出たらその都度、この場で諮ることにして、議長が判断するというところでどうか。

黒川議員：何か残しておかないと、監査請求されたときに大変なことになる。市外に転出した人に、クオカードを渡すということになると、不当ではな

いかという声が出ないとも限らない。

10 その他

【政務活動費の利息】

梅村議員：参考資料を配布した。議会運営委員会で議論中である。

次回：10月18日（金）午後1時30分から